

文部科学省改革実行本部の設置について

〔平成31年4月1日
文部科学大臣決定〕

1. 趣旨

「文部科学省創生実行計画」（平成31年3月29日文部科学大臣決定）に係る取組の進捗を管理し、取組効果を検証する等、不断の改革を推進するため、文部科学省改革実行本部（以下「本部」という。）を設置する。

2. 任務

- 「文部科学省創生実行計画」に係る取組の進捗管理、取組効果の検証
- 文部科学省創生に向けた取組の支援や追加的な取組の検討
- その他必要があると認められる事項

3. 構成員

別紙のとおり

4. 庶務

本部の庶務は、大臣官房人事課、総務課、会計課及び政策課の協力を得て、省改革推進・コンプライアンス室が処理する。

5. その他

- ・上記構成員の他、必要な者を構成員に加えることができる。
- ・本部の議事及び検討資料は、原則として非公開とする。
- ・この他、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

文部科学省改革実行本部構成員名簿

本部長 : 文部科学大臣

文部科学副大臣

文部科学大臣政務官

文部科学事務次官

文部科学審議官

大臣官房長

事務局長 : 大臣官房総括審議官

大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官

大臣官房文教施設企画・防災部長

総合教育政策局長

初等中等教育局長

高等教育局長

高等教育局私学部長

科学技術・学術政策局長

研究振興局長

研究開発局長

国際統括官

スポーツ庁次長

文化庁次長

国立教育政策研究所長

科学技術・学術政策研究所長

※上記以外の事務方関係官は、議題に応じて出席